

エステル書

イ喇四・六 但九・一
口帖八・九
ハ但六・一
ニ尼一・一
ホ王上一・四六
ヘ創四〇・二〇
帖二
二八 可六・二一
ト帖七・八 結二三・
四一 歷二・八、六
リ帖七・九
又代上一二・三三
ル耶一〇七 但三・
一二 太二・一

第一章

一 アハシユエロスすなはち印度よりエテオピヤまで百二十七州を治めたるアハシユエロスの世
二 アハシユエロス王シユシヤンの城にてその國の祚に坐しをりける當時 三 その治世の第三年にそ

の牧伯等および臣僕等のために酒宴を設けたりペルシヤとメデアの武士および貴族と諸州の牧伯等その前にあ

りき 四 時に王その盛なる國の富有とその大なる威光の榮を示して衆多の日をわたり百八十日に及びぬ 五 これ

らの日のをはりし時王また王の宮の園の庭にてシユシヤンに居る大小のすべての民のために七日の間酒宴を設け

たり 六 白緑青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および蠟石の柱に繋がるまた牀榻は金銀にして赤白黄黒

の蠟石の上に居らる 七 金の酒盃にて酒を賜ふその酒盃は此と彼おのおの異なり王の用ゐる酒をたまふこと夥だ

し王の富有に適へり 八 その飲むことは法にかなひて誰も強ることを爲す其は王人をして各々おのれの好むごと

く爲しむべしとその宮内のすべての有司に命じたればなり

九 后ワシテもまたアハシユエロス王に屬する王宮の内にて婦女のために酒宴をまうけたり 一〇 第七日にアハ

シユエロス王酒のために心樂み王の前に事ふる七人の侍從メホマン、ピスタ、ハルボナ、ビグタ、アバグタ、

セタルおよびカルカスに命じ 一 后ワシテをして後の冠冕をかぶりて王の前に來らしめよと言ひ是は彼觀に美し

ければその美麗を民等と牧伯等に見さんとてなりき 二 しかるに后ワシテ侍從が傳へし王の命に従ひて來ること

を肯はざりしかば王おほいに憤ほりて震怒その衷に燃ゆ

三 是において王時を知る智者にむかひて言ふ（王はすべて法律と審理に明かなる者にむかひて是の如くする

一四 等を常とせり 時に彼の次にをりし者はペルシヤおよびメデアの七人の牧伯カルシナ、セタル、アデマタ、タル

一五 シシ、メレス、マルセナ、メムカンなりき是みな王の面を見る者にして國の第一に位せり 后ワシテ、アハシ

一六 ユエロス王が侍従をもて傳へし命を爲されば法律にしたがひて如何に彼になすべきや メムカン王と牧伯たち

の前に答へて曰ふ后ワシテは唯王にむかひて悪き事をなしたる而已ならず一切の牧伯たちおよびアハシユエロス

一七 王の各州のもろもろの民にむかひてもまた之を爲るなり 后のこの事あまねく一切の婦女に聞えて彼らつひに

一八 その夫を藐め視て言んアハシユエロス王后ワシテに己のまへに來れと命じたりしに來らざりしと 而して后の

此所行を聞るペルシヤとメデアの諸夫人もまた今日王のすべての牧伯等に是のごとく言ん然すれば必らず藐視と

一九 忿怒多く起るべし 王もし之を善としたまはゞワシテは此後ふたゞびアハシユエロス王の前に來るべからずと

二〇 いふ王命を下し之をペルシヤとメデアの律法の中に書いて更ること無らしめ而してその後の位を彼に勝れる他

の者に與へたまへ 王の下したまはん御詔この大なる御國に徧なく聞えわたる時は妻たる者ことごとくその夫

二二 を大小となく共に敬まふべしと 王と牧伯等この言を善としければ王メムカンの言のごとく爲たり かくて

二一 王の諸州に徧なく書をおくりもろもろの州にその文字にしたがひて書おくりもろもろの民にその言語にしたがひ

て書おくり凡て男子たる者はその家の主となるべくまたおのれの民の言を用ひてもものいふべしと諭しぬ

一 第二章 議定めしところの事を憶ひおこせり ことに王の前に事ふる僕等いひけるは請ふ美しき少き處女

二 等を王のために尋もとめん 願はくは王御國の各州において官吏を擇び之をして美はしき處女をことごとく

イ喇七・一四 二帖八・八 但六・八、 一八 彼前三・一 提前二・二二 五代下三六・一〇、 七帖二・一五 三帖二・二〇
口王下二五・一九 一・二、一五 へ帖八・九 子帖一・二九・二〇 二〇 耶二四・一 ワ弗六・四 夕帖二・二〇
ハ弗五・三三 水弗五・三三 西三・ 卜弗五・二二—二四 又王下二四・一四、一 ル王下二四・六 力帖二・三

シユシヤンの城に集めしめ婦人を管理する王の侍従へガイの手にてわたして婦人の局に入らしめ而して潔淨の物をこれに與へたまへ 斯して王の御意に適ふ女子を取りワシテに代りて后とならしめたまへと王この事を善として然なしぬ

茲にシユシヤンの城に一人のユダヤ人ありその名をモルデカイと曰ひキシの曾孫シメイの孫ヤイルの子にしてベニヤミン人なり かれはバビロンの王ネブカデネザルが擄へゆきしユダの王エコニヤとともに擄はれ往る俘囚の中にありてエルサレムより移されたる者なり かれその叔父の女ハダツサすなはちエステルを養ひ育てたり是は父も母もなかりければなりこの女子顔貌勝れてうるはしかりしがその父母の死たる後モルデカイこれを取ておのれの女となせるなり

王の命令と詔言の聞え傳はり衆多の女子シユシヤンの城にあつめられてへガイの手にてわたされし時エステルも亦王の家に携へられてゆき婦人を管理するへガイの手に交されしが この女子へガイの意にかなひて之が恵を受たり即はちへガイすみやかに之に潔淨の物およびその分を與へまた王の家の中より七人の侍女を擧てこれに附そはしめ彼とその侍女等を婦人の局の中なる最も佳き處に移しぬ エステルはおのれの民をもおのれの宗族をも顯はさざりき其はモルデカイこれを顯はすなかれと彼に言ふくめたればなり またモルデカイはエステル模様およびその如何になれるかを知んため日々に婦人の局の庭の前をあゆめり

女子はおのおの婦人の則にしたがひて十二ヶ月を経しかる後順番にいりてアハシユエロス王にいたる是の潔淨の日を終るはかくのごとくなるが故なり 即ち没薬の油を用ふること六ヶ月また各種の薰物および婦人の潔淨ごとにあつる物等を用ふること六ヶ月 女子の王にいたるは是のごとしその婦人の局より出て王の家に

二四 ゆく時には凡てその望む物をことごとく與へらる 而して夕に往き朝におよびて婦人の第二の局に還り妃嬪を

つかさどる王の侍従シヤシガスの手に屬す王これを喜びて名をさして召すにあらざれば重ねて王にいたること

二五 なし ことゝにモルデカイの叔父アビハイルの女すなはちモルデカイが取ておのれの女となしたるエステル入て

王にいたるべき順番にあたりけるが彼は婦人をつかさどる王の侍従ヘガイが言きかせたる事の外には何をもち

めざりきエステルは凡て彼を見る者によるこばれたり

二六 かくエステルは王の家に召いれられてアハシユエロス王にいたれり是その治世の第七年十月即ちテベテ

二七 の月なり 王一切の婦人に超てエステルを愛しければエステルはすべての處女にまさりて王の前に恩寵と厚情

二八 を得たり王つひに後の冕をかれの首に戴かせ彼をしてワシテにかはりて后とならしむ ことゝにおいて王おほ

いなる酒宴を設けてそのもろもろの牧伯と臣僕を饗すこれをエステルの酒宴と稱ふまた諸州に租税をゆるし王の

富有にかなひて物を賜ふ

二九 再度處女の集められし時モルデカイは王の門に坐しをりぬ エステルはモルデカイがかれに言ふくめた

三〇 る如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯はさざりきエステルはモルデカイの言語にしたがふことその

三二 彼に養なひ育てられし時と異ならざりき 當時モルデカイ王の門に坐し居ける時王の侍従にて戸を守る者の中

三三 ビグタンおよびテレシの二人怨むる事ありてアハシユエロス王を弑せんともめたりしが その事モルデカイ

三三 に知れければモルデカイこれを后エステルに告げエステルまたモルデカイの名をもてこれを王に告げたり こと

三三 において此事をしらべさせしにその然ること顯はれければ彼ら二人は木にかけられその事は王の前なる日誌の

イ帖二・七 二帖二・一〇 ト帖六・一
ロ帖二・三 ホ帖六・二
ハ帖二・二、三、二 へ帖六・二
チ民二四・七 母前 一五・八
リ帖二・一九 又帖三・五、四 一五・四
ヲ帖三・一九 一五・四
カ帖八三・四
ヨ帖九・二四 夕樂四・一三 徒一六
レ帖八・二、八 ツ帖七・六

書にかきしるさる

第三章

これらの事の後アハシユエロス王アガグ人ハンメダタの子ハマンを貴びこれを高くして己とも
にある一切の牧伯の上にその席を定めしむ 王の門にある王の諸臣みな跪づきてハマンを拜せり

是は王斯かれになすことを命じたればなり然れどもモルデカイは跪まづかす又これを拜せざりき 己をもて

王の門にある王の諸臣モルデカイにむかひて言ふ汝いかなれば王の命に背くやと かれらモルデカイに日々

かく言ふといへども聴ざりければその事の爲をふさるべきか否を見んとてハマンにこれを告たり其はモルデカイ

おのれのユダヤ人なることを語りたればなり ハマン、モルデカイの跪づかすまた己を拜せざるを見れば

ハマン忿怒にたへざりしが たゞモルデカイ一人を殺すは事小さしと思へり彼らモルデカイの屬する民をハマ

ンに顯はしければハマンはアハシユエロスの國の中にある一切のユダヤ人すなはちモルデカイの屬する民をこと

ごとく殺さんと謀れり

アハシユエロス王の十二年正月即ちニサンの月にハマンの前にて十二月すなはちアダルの月まで一日

一日のため一月一月のためにブルを投しむブルは即ち籤なり ハマンかくてアハシユエロス王に言けるは御國

の各州にある諸民の中に散されて別れ別れになりをる一の民ありその律法は一切の民と異りまた王の法律を守

らずこの故にこれを容しおくは王の益にあらず 王もしこれを善としたまはど願くは彼らを滅ぼせと書くだし

たまへさらば我王の事をつかさどる者等の手に銀一萬タラントを秤り交して王の府庫に入れめん 王すなはち

指環をその手より取はづしアガグ人ハンメダタの子ハマンスなはちユダヤ人の敵たる者に交し しかしてハマ

ンに言けるはその銀はなんぢに與ふその民もまた汝にあたふれば汝に善と見ゆるごとく爲よ

三 ことにおいて正月の十三日に王の書記官を召あつめ王に屬する州牧各州の方伯およびもろもろの民の牧伯

にハマシが命ぜんとする所をことごとく書しるさしむ即ちもろもろの州におけるものは其文字をもちひもろも

ろの民におくるものはその言語をもちひおのおのアハシユエロス王の名をもてこれを書き王の指環をもてこれに

印したり 三 しかして驛卒をもて書を王の諸州におくり十二月すなはちアダルの月の十三日において一日の内

に一切のユダヤ人を若き者老たる者小兒婦人の差別なくことごとく滅ぼし殺し絶しかつその所有物を奪ふべしと

諭しぬ 四 この詔旨を諸州に傳へてかの日のために準備をなさしめんとてその書る物の寫本を一切の民に開きて

示せり 五 驛卒王の命によりて急ぎて出ゆきぬこの詔書はシユシヤンの城に於て出されたりかくて王とハマシ

は坐して酒飲みたりしがシユシヤンの邑は惑ひわづらへり

第四章

一 モルデカイ凡てこの爲れたる事を知しかばモルデカイ衣服を裂き麻布を纏ひ灰をかぶり邑の中に

行て大に哭き痛く號び 二 王の門の前までも斯して來れり其は麻布をまとふては王の門の内に入る

こと能はざればなり 三 すべて王の命とその詔書と到れる諸州にてはユダヤ人の中におほいなる哀みあり斷食

哭泣號呼おこれりまた麻布をまとふて灰の上に坐する者おほかりき 四 ことにおいてエヌテルの侍女およびその侍従等きたりてこれを告げれば後はなはだしく憂ひ衣服をおくり之をモ

ルデカイにきせてその麻布を脱しめんとしたりしがうけざりき 五 ことをもてエヌテルは王の侍従の一人すなは

ち王の命じて己に侍らしむるハタクといふ者を召しモルデカイの許に往きてその何事なるか何故なるかを知きた

れと命ぜり 六 ハタクいでて王の門の前なる邑の廣場にをるモルデカイにいたりしに 七 モルデカイおのれの遇

イ帖八・九 八・一〇
ロ帖一・二二、八九 二帖八・一〇
ハ王上二一・八 帖八 帖八・二二
ヘ帖八・一一 三〇
ト帖八・一三、一四 二二
チ帖八・一五 二九 又書七・六 結二七・ ヲ卷五八・五但九・三

ワ帖三・九
カ帖三・一四・一五
ヨ帖五・一
タ但二・九
レ帖五・二、八・四
ソ伯九・一八
ツ帖五・一
ネ創四三・一四
ナ帖四・一六
ラ帖四・一一、六・四

たるところを具にこれに語りかつハマンがユダヤ人を滅ぼす事のために王の府庫に秤りいれんと約したる銀の額を告げ、またその彼等をほろぼさしむるためにシユシヤンにおいて書て與へられし詔書の寫本を彼にわたし之をエステルに見せかつ解あかしました彼に王の許にゆきてその民のためにこれに矜恤を請ひその前に願ふことを爲べしと言つたへよと言ひ

ハタクかへり來りてモルデカイの言詞をエステルに告げれば、エステル、ハタクに命じモルデカイに

言をつたへしむ云く、王の諸臣および王の諸州の民みな知る男にもあれ女にもあれ凡て召れずして内庭に入て

王にいたる者は必らず殺さるべき一の法律ありされど王これに金圭を伸れば生るを得べしかくて我此三十日は

王にいたるべき召をかうむらざるなり、エステル、モルデカイに告げけるに

モルデカイ命じてエステルに答へしめて曰く、汝王の家にあれば一切のユダヤ人の如くならずして免かるべ

しと心に思ふなかれ、なんぢ若この時にあたりて黙して言はずば他の處よりして助援と拯救ユダヤ人に興らんさ

れど汝となんぢの父の家は亡ぶべし汝が後の位を得たるは此のごとき時のためなりしやも知るべからず、エス

テルまたモルデカイに答へしめて曰く、なんぢ往きシユシヤンにをるユダヤ人をことごとく集めてわがために

斷食せよ三日の間夜晝とも食ふことも飲むこともするなかれ我とわが侍女等もおなじく斷食せんしかして我法律

にそむく事なれども王にいたらん我もし死べくば死べし、ことにおいてモルデカイ往てエステルが凡ておのれ

に命じたるごとく行なへり

第五章 第三日にエステル後の服を着王の家の内庭にいり王の家にむかひて立つ王は王宮の玉座に坐して

二 王宮の戸口にむかひをりしが 王后エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくはへ其手にある金圭をエス

三 ルの方に申しければエステルすゝみよりてその圭の頭にさはれり 王かれに言けるは后エステルなんぢ何を

四 もとむるやなんぢの願意は何なるや國の半分にいたるとも汝にあたふべし エステルいひけるは王もし善とし

たまはゞ願くは今日わが王のために設けたる酒宴に王とハマんと臨みたまへ

五 こゝに於て王ハマンを急がしめてエステルの言のごとくならしめよと命じ王とハマンやがてエステルが設

けたる酒宴に臨めり 酒宴の時王またエステルに言けるは汝の所求は何なるやかならずゆるさるべしなんぢの

八七 願意は何なるや國の半分にいたるとも成就らるべし エステル言けるは我が所求わが願意は是なり われ

もし王の目の前に恩を得王もしわが所求をゆるしわが願意を成就しむることを善としたまはゞ願くは王とハマ

またわが設けんとする酒宴に臨みたまへわれ明日王の宣まへる言にしたがはん

九 かくてハマンはその日よろこび心たのしみて出きたりけるがハマン、モルデカイが王の門に居て己にむか

一〇 ひて起もあがらず身動もせざるを見しかば痛くモルデカイを怒れり されどもハマン耐忍びて家にかへりその

二 朋友等および妻ゼレシをまねき來らしめ 而してハマンその富の榮耀とその子の衆多ことと凡て王の己を貴と

三 びし事また己をたかくして王の牧伯および臣僕の上にあらしむることを之に語れり しかしてハマンまた言け

らく后エステル酒宴を設けたりしが我がほかは何人をも王とともに之に臨ましめず明日もまた我が王とともに后

二四 二 三 に招かれをるなり 然れどユダヤ人モルデカイが王の門に坐しをるを見る間は是らの事も快樂からず 時に

その妻ゼレシとその一切の朋友かれに言けるは請ふ高五十キユビトの木を立しめ明日の朝モルデカイをその上に

イ 帖二・一 二 帖七・二
ロ 帖四・一、八・四 三 帖九・二
ハ 可六・二三 へ 帖三・五
ト 後二・三、三・二 又 帖七・九
チ 帖九・七 九 帖六・四
リ 帖三・一
ヲ 帖二・二三 七 帖七・一〇
カ 帖二・二一 三 帖五・一四
タ 帖五・一
ソ 王上・一・三三 二 帖四・一、四三

懸んことを王に奏せ而して王とともに楽しみてその酒宴におもむけとハマンの事を善としてその木を立しめたり

第六章

一 その夜王ねむること能はざりければ命じて日々の事を記せる記録の書を持きたらしめ王の前にこれを讀しめけるに
二 モルデカイ曾て王の侍従の二人戸を守る者なるビッグタンとテレンシがアハシユ
三 エロス王を殺さんと謀れるを告たりと記せるに遇ふ 王すなはち言けるは之がために何の榮譽と爵位をモルデ
四 カイにあたへしや王に事ふる臣僕等こたへて何をも彼にあたへしこと無しといへり ことにおいて王誰ぞ庭に
五 あるやと問ふこの時ハマンは己がモルデカイのために設けたる木にモルデカイを懸ることを王に奏せんとして己
六 に王の家の外庭に來りて居る 王の臣僕等王につけてハマンの庭に立ると言ければ王かれをして入來らしめよ
七 と言ふ ハマンやがて入きたりしに王かれにいひけるは王の尊とばんと欲する人には如何になさば善らんかと
八 ハマン心におもひけるは王の尊ばんとする者は我にあらずして誰ぞやと ハマンすなはち王にいひけるは王の
九 尊ばんと欲する人のためには 王の着たまへる衣服を携さへ來らしめかつ王の乗たまへる馬即ちその頭に王の
冠冕を戴ける馬をひき來らしめ これを王の最も貴とき一人の牧伯の手にわたし王の尊ばんとする人に
其衣服を衣せしめこれを馬にのせて邑の街衢をみちびき通り王の尊とばんと欲する人には是のごとくなすべしと
呼はらしむべし

一〇 王ハマンに言けるは急ぎなんぢが言しごとくその衣服と馬とを取り王の門に坐するユダヤ人モルデカイに
斯なせよなんぢが言しところを一も缺こと無らしめよ ことにおいてハマンの衣服と馬とを取りモルデカイにそ
の衣服を着せ彼をして邑の街衢を乗とほらしめその前に呼はりて云ふ王の尊ばんと欲する人には是のごとくなす

三 べしと かくてモルデカイは王の門にかへりたりしがハマンは愁へなやみ首をおほふておのれの家にはしりゆ
 三 き しかしてハマンおのが遇る事をことごとくその妻ゼレシとその朋友等に告げるにその智者等およびその妻
 二 ゼレシかれに言けるは彼のモルデカイすなはちなんぢがその前に敗れはじめたる者もしユダヤ人ならば汝これに
 二 勝ことを得じ必らずその前にやぶれんと かれら尙ハマンともいひをる間に王の侍従きたりてハマンをうな
 一 がしエステルが設けたる酒宴にのぞましむ

第七章

二 王またハマンとともに后エステルと酒宴せんとて來れり この第二の酒宴の日に王またエステ
 三 ルに言けるは后エステルよなんぢのもとめは何なるやかならず許さるべし汝のねがひは何なるや國
 三 の半分にいたるとも成就らるべし 后エステルこたへて言けるは王よ我もし王の御目の前に恩を得王もし善と
 四 見たまはゞわがもとめにしたがひてわが生命をわれに賜へまたわが願にしたがひてわが民を我に賜へ 我とわ
 四 が民は賣れて滅ぼされ殺され絶されんとす我らもし奴婢に賣れたるならんには我黙してはべらん敵人は王の損害
 五 を償なふ事能はざるなり アハシエロス王后エステルにこたへて言けるは之をなさんと心にたくめる者は誰
 六 また何處にをるや エステルいひけるはその敵その仇人は即ちこの悪きハマンなりと是によりてハマンは王
 七 と後の前にありて懼れたり 王怒り酒宴の席をたちて宮殿の園に往きければハマンたちあがりて后エステルに
 八 生命を乞り其はかれ王のおのれに禍災をなさんと決めしを見ればなり 王宮殿の園より歸りて酒宴の場にい
 九 たりしにエステルのをる牀榻の上にハマン俯伏したれば王いひけるは彼はまた家の内にてわが前に后を辱しめん
 九 とするかと此ことば王の口より出るや人々ハマンの面をおほへり 時に王の前にある一人の侍従ハルボナイひ

イ母後一五三〇 耶 八帖五・八
 一四・三、四 二帖五・六
 口代下二六二〇 ホ帖三・九、四・七
 へ帖一・六
 ト伯九二四
 チ帖一・一〇

リ帖五・二四 詩七。 但六・二四
一六歳一・五、六 帖二七
又詩三七・三五、三六 帖三・一〇
ワ帖四・二一、五、二二
カ尼二・三 帖七・四 夕帖一・二九 但六・
ヨ帖八・一 歳一三三・ 八、二二、二五
レ帖三・二二

けるは王の爲に善き事を言たりしかのモルデカイを懸んとてハマンの家
に立をるなりと王いひけるは彼をその上に懸よ 一〇
人々ハマンを其モルデカイをかけんとて設けし木の上に懸たり
王の震怒つひに解く

第八章

一 その日アハシユエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を后エステルに賜ふモルデカイもまた王の前に
来れり是はエステル彼が己と何なる係りなるかを告たればなり 二
王ハマンのより取かへせし己の
指環をはづしてモルデカイに與ふ而してエステル、モルデカイをしてハマンの家をつかさどらしむ

三 エステルふたゝび王の前に奏してその足下にひれふしアガグ人ハマンがユダヤ人を害せんと謀りしその
謀計を除かんことを涙ながらに乞求めたり 四
王エステルにむかひて金圭を伸ければエステル起て王の前に立ち

五 言けるは王もし之を善としたまひ我もし王の前に恩を得この事もし王に正と見え我もし御目になひたらば
アガグ人ハンメダタの子ハマンが王の諸州にあるユダヤ人をほろぼさんと謀りて書おくりたる書を取りけすべき

六 旨を書くだしたまへ 六
われ豈わが民に臨まんとする禍害を見るに忍びんや豈わが宗族のほろぶるを見るにしの
びんや 七
アハシユエロス王后エステルとユダヤ人モルデカイにいひけるはハマンのユダヤ人を殺さんとしたれ

八 ば我すでにハマンの家をエステルに與へまたハマンを木にかけたり 八
なんぢらも亦おのれの好むごとく王の名
をもて書をつくり王の指環をもてこれに印してユダヤ人につたへよ王の名をもて書き王の指環をもて印したる書

九 は誰もとりけすこと能はざればなり
こゝをもてその時また王の書記官を召あつむ是三月すなはちシワンの月の二十三日なりきしかして印度よ

りエテオピアまでの百二十七州のユダヤ人州牧諸州の方伯牧伯等にモルデカイが命ぜんとするところを盡く書
 しるさしむ即ちもろもろの州におくるものはその文字をもちひ諸の民におくるものはその言語をもちひて書おく
 りユダヤ人におくるものはその文字と言語をもちふ 一〇 かれアハシユエロス王の名をもてこれをかき王の指環を
 もてこれに印し驛卒をして御厩にてそだてたる逸足の御用馬にのりてその書をおくりつたへしむ 二一 その中に
 云ふ王すべての邑にあるユダヤ人に許す彼らあひ集まり立ておのれの生命を保護しおのれを襲ふ諸國諸州の一切
 の兵民をその妻子もろもろにほろぼし殺し絶し且その所有物を奪ふべし 二二 アハシユエロス王の諸州において
 十二月すなはちアダルの月の十三日一日の内かくのごとくするを許さる 二三 この詔旨を諸州につたへんがため
 またユダヤ人をしてかの日のために準備してその敵に仇をかへさしめんがためにその書る物の寫本を一切の民に
 開きて示せり 二四 驛卒逸足の御用馬にのり王の命によりて急がせられせきたてられて出ゆけりこの詔書はシユ
 シヤンの城において出されたり 二五
 かくてモルデカイは藍と白の朝服を着大なる金の冠を戴き紫色の細布の外衣をまとひて王の前よりいで
 きたれりシユシヤンの邑中聲をあげて喜びぬ 一六 ユダヤ人には光輝あり喜悅あり快樂あり尊榮ありき 一七 いづれ
 の州にても何の邑にても凡て王の命令と詔書のいたるところにてはユダヤ人よろこび樂しみ酒宴をひらきて此日
 を吉日となせりしかして國の民おほくユダヤ人となれり是はユダヤ人を畏るゝ心おこりたればなり
 十二月すなはちアダルの月の十三日王の命令と詔書のおこなはるべき時いよいよ近づける時すな
 はちユダヤ人の敵ユダヤ人を打伏んとまぢかまへたりしに却てユダヤ人おのれを惡む者を打ふする

第九章

イ帖一・二二三・三・二二 八帖九・一〇、一五、 六帖三・一四、一五、 ト詩九七・二一
 ロ王上二二・八 帖三 一六 へ帖三・一五 帖二九 子母前二五・八 帖九 又創三五・五 出一五 帖八・二二
 ・二二、二三 二帖三・一三、九・一 二二 一九、二二 一六 申二・二五、 七帖三・一三
 一・二五 帖九・二 一ワ母後二二・四一

カ帖八・二一、九・二六 レ母後三・一 代上 二九、二七、二三、ツ帖八・二一
ヨ詩七・一三、二四 一一・九 總四・二八 一四、一五 詩二一 帖五・六、七、二二
タ帖八・二七 ノ帖五・一一 伯一八 一〇 帖八・二一 一〇 帖八・二一 九・二
ラ母後二・六、九 井帖八・二一、九・二
ム帖八・二一、九・二 ノ帖八・二一
ウ帖九・一〇

二 事となりける其日に 二 ユダヤ人アハシユエロス王の各州にある己の邑々に相あつまりおのれを害せんとする者

三 どもを殺さんとせり誰も彼らに敵ることを得る者なかりき其は一切の民ユダヤ人を畏れたればなり 三 諸州の

四 牧伯州牧方伯など凡て王の事を辨理ふ者は皆ユダヤ人をたすけたり是モルデカイを畏るゝによりてなり 四 モル

五 デカイは王の家にて大なる者となりその名各州にきこえわたれり斯その人モルデカイはますます大になりゆきぬ

六 ユダヤ人すなはち刀刃をもてその一切の敵を撃て殺し滅ぼしおのれを悪む者を意のままに爲したり 六 ユダヤ

七 人またシユシヤンの城においても五百人を殺しほろぼせり 七 パルシヤンダタ、ダルポン、アスパタ、ポラタ、

八 アダリヤ、アリダタ、パルマシタ、アリサイ、アリダイ、ワエザタ 八 これらの者すなはちハンメダタの子

九 ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子をも彼ら殺せりされどその所有物には手をかけざりき

一〇 シユシヤンの城の内にて殺されし者の數をその日王にまうしあげければ 一〇 王きさきエステルにいひける

一一 はユダヤ人シユシヤンの城の内にて五百人を殺しましたまたハマンの十人の子をころせり王のその餘の諸州においては

一二 幾何なりしぞや汝また何か求むるところあるやかならず許さるべし尙何かねがふところあるや必らず成就らるべ

一三 し エステルいひけるは王もし之を善としたまはゞ願くはシユシヤンにあるユダヤ人に允して明日も今日の

一四 詔旨のごとくなさしめ且ハマンの十人の子を木に懸しめたまへ 一四 王かく爲せと命じシユシヤンにおいて詔旨を

一五 出せりハマンの十人の子は木に懸らる 一五 アダルの月の十四日にシユシヤンのユダヤ人また集まりシユシヤンの

一六 内にて三百人をころせり然れどもその所有物には手をかけざりき 一六 王の諸州にあるその餘のユダヤ人もまた相

あつまり立ておのれの生命を保護しその敵に勝て安んじおのれを悪む者七萬五千人をころせり然れどもその所有

物には手をかけざりき

二七 アダルの月の十三日にこの事をおこなひ十四日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり 一八 されどシユ

二八 シヤンにをるユダヤ人はその十三日と十四日とにあひ集まり十五日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり

二九 これによりて村々のユダヤ人すなはち石垣なき邑々にすめる者はアダルの月の十四日をもて喜樂の日酒宴の

三〇 吉日となして互に物をやりとりす

三〇 モルデカイこれらの事を書しるしてアハシユエロス王の諸州にをるユダヤ人に遠きにも近きにも書をおく

三一 アダルの月の十四日と十五日を年々にいふことを命じ 三三 この兩の日にユダヤ人その敵に勝て休みこの

三二 月は彼らのために憂愁より喜樂にかはり悲哀より吉日にかはりたれば是らの日に酒宴をなして喜びたがひに物を

三三 やりとりし貧しき者に施與をなすべしと諭しぬ 三三 こゝをもてユダヤ人はその已にはじめたるごとくモルデカイ

三四 がかれらに書おくりしごとく行なひつゞけたり 三四 アガグ人ハンメダタの子ハマンスなはちすべてのユダヤ人の

三五 敵たる者ユダヤ人を滅ぼさんと謀りプルすなはち籤を投てこれを滅ぼし絶さんとしたりしが 三五 その事王の前に

明かになりし時王書をおくりて命じハマンスがユダヤ人を害せんとはかりしその悪き謀計をしてハマンスのかうべに

歸らしめ彼とその子等を木に懸しめたり

三六 このゆゑに此兩の日をそのブルの名にしたがひてプリムとなづけたり斯りしかばこの書のすべての詞によ

三六 りこの事につきて見たるところ己の遇たるところに依て 三七 ユダヤ人あひ定め年々その書るところにしたがひそ

三七 の定めたる時にしたがひてこの兩の日をまもり己とおのれの子孫および凡て己につらなる者これを行ひつゞけて

イ帖九・二一、二五 二帖九・二二 尼八・へ帖九・一九 尼八・チ帖九・一三、一四、一六 又帖九・二〇
ロ申一八・二一、二四 一〇・二二 七五、八・三 三三、六・六、七 一六 三三、六 三三、二一
ハ帖八・一七 ホ詩三〇・一一 ト帖三・六、七 リ帖七・一〇 詩七 九帖八・一七 賽五六

ナ帖二・二五 ヨ帖四・三、一六 レ帖八・二五、九・四 ツ尼二・一〇 詩二二
ワ帖八・二〇、九・二〇 タ創一〇・五 詩七二 ソ創四一・四〇 代下 二・八、九
カ帖一・二 二〇 祭二四・一五 二八・七

ニ八 廢はいすること無く ニ八 この兩ふたつの日ひをもて代々よゝゝ家々いえいえ州々しゅうしゅう邑々いふふにおいて必かならず記おぼえ念えんてまもるべき者ものとなしこれらのプリム

の日ひをしてユダヤ人びとの中に廢はいせらるゝこと無ならしめまたこの記念きねんをしてその子孫しそんの中なかに絶たぬること無ならしむ

ニ九 ニ九 かくてアビハイルあひはいるの女むすめなる后きさきエステルえすてるとユダヤ人びとモルデカイもるでかいおほいなる力ちからをもて此このプリムぷりむの第二だいにの書かきを書かき

三〇 おくりてこれを堅かたうす 三〇 すなはちモルデカイ、アハシユエロスあはしゆえろすの國くにの百二十七ひやくにじゅうしち州しゅうにある一切すべてのユダヤ人びとに平和へいわ

三一 と眞實しんじつの言語ことばをもて書かきをおくり 三一 斷食だんじきと悲哀かなしみのことにつきてプリムぷりむのこれらこれらの日ひを堅かたうしてその定さだめたる時ときを

守まもらしむすなはちユダヤ人びとモルデカイもるでかいと后きさきエステルえすてるが曾かつてかれらに命めいじたるごとくまたユダヤ人びと等らが曾かつてみづか

三二 ら己おのれのためおよびおのれの子孫しそんのために定さだめたるがごとし 三二 エステルの語ことばプリムぷりむにかゝはる是等これらの事ことをかたう

せり是これは書かきにしるされたり

二一 **第一〇章** 一 アハシユエロスあはしゆえろす王わう國土こくどおよび海うみの島々しまぐに貢みつぎをたてまつらしむ 二 アハシユエロスあはしゆえろす王わうが權勢いさほひと能力ちから

三 三 をもて爲なしたる一切すべての事業わざおよび彼かれがモルデカイもるでかいを高くして大おほいなる者ものとならしめたる事ことの委くわしき話はなしは

メデアめだとペルシヤへるしやの列王れつわうの日誌にっしの書かきに記しるさるゝにあらずや 三 ユダヤ人びとモルデカイもるでかいはアハシユエロスあはしゆえろす王わうに次つぐ者もの

となりユダヤ人びとの中なかにありて大おほいなる者ものにしてその衆多おほくの兄弟きやうだいによるこばれたり彼かれはその民たみの福祉さいはいをもとめその

一切すべての宗族しゆかくに平和へいわの言ことばをのべたりき

エステル書 をはり